

事務事業名		児童手当給付事業(旧:子ども手当)			会計	一般会計					
課等名		子育て支援課			事業種別	経常		開始		終了	
基本計画上の位置づけ		政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり							
		施策	37	子どもを産み育てやすい環境の充実							
目的	対象(誰・何を)	15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童(中学校3年生までの児童)を養育している方			対象指標	指標名及び単位			24年度数値		
	意図(どういう状態にするか)	子育ての経済的負担の軽減を図るとともに、子どもが育つための基礎的な費用を保障するため				児童手当受給者数(2月末現在)			8045		
	向上させたい上位施策の成果指標	子どもを育てやすい社会環境であると感じている対象者の割合									
目標	種別	指標名及び単位			24年度計画	24年度実績	25年度計画	28年度見込み	備考(指標変更など)		
	成果指標	支給対象児童数			13200	14067	14173	14200			
	定性目標										
事業概要	<p>1 次代の社会を担う児童の健やかな育ちを応援するための制度。</p> <p>2 経緯 平成22年4月分から1年間の時限立法による制度として児童手当から子ども手当となり、支給対象者が飯田市に住民登録か外国人登録をしている人で、中学校修了前までの子どもを監護・養育している生計維持者となった。また、平成23年4月分から9月分までについては「つなぎ法」により制度を継続した。支給金額は、対象の子ども1人につき、月額13,000円であったが、平成23年10月分からは「子ども手当特別措置法」により「3歳未満」と「3歳から小学生までの第3子以降」には月額15,000円、「3歳から小学生までの第1子・第2子」と「中学生」には月額10,000円となった。平成24年4月分から「児童手当」に改称され、支給金額は「子ども手当特別措置法」と同額だが、平成24年6月分から所得制限が導入された。所得制限を超えた方に対して児童1人につき月額5,000円を支給する。</p> <p>3 4ヶ月に1度(6月・10月・2月の各11日)にそれぞれ前月分までの手当を支給。</p>										
	事業内容										
	24年度事業内容	<p>1 支給対象延数 (平成24年2月～平成25年1月分)</p> <p>2 支給額 0～3歳未満 月額15,000円、 3歳以上小学校終了前(第1子・第2子)月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 中学生 10,000円</p> <p>3 平成24年4月から児童手当となり、平成24年6月分以降、所得制限の導入 所得制限超過者 児童1人つき 月額5,000円</p>				<p>1 支給対象延数</p> <p>2 支給額</p>		<p>1 164,057 人</p> <p>2 1,880,765千円</p>			
事業コスト		23年度決算額	24年度予算額	24年度決算額	25年度予算額	特定財源内訳、補足					
事業費計(千円)①		2,089,419	1,903,525	1,880,765	1,874,835	(国)児童手当負担金 3歳未満被用者(国37/45) 3歳未満被用者以外(国2/3)					
国庫支出金		1,594,962	1,323,038	1,294,568	1,303,699						
県支出金		245,858	290,243	279,073	285,568						
起債						(県)児童手当負担金 3歳未満被用者(県4/45) 3歳未満被用者以外(県1/6)					
その他											
一般財源		248,599	290,244	307,124	285,568						
人件費計(千円)②		0		7,152		子ども手当(H24.2-3月分)の(国)・(県)の補助率はH24.3以前の制度による。					
正規職員所要時間				2,000							
臨時職員所要時間											
総事業費①+②		2,089,419	1,903,525	1,887,917	1,874,835						
事業内容・目標達成状況の振り返り		手続きの不備、現況届の未提出などで、手当を支給していない対象者への早期対応を行うことが大切である。									
改革改善の考え方	①問題点	申請手続き時や現況届において、少数ではあるが、遅延や未提出となってしまうケースがある。									
	②改革提案	広報や窓口案内、個別通知等により周知を図る。									